

社協だより

ONAGAWA



宮ヶ崎区の住民と宮ヶ崎球遊会では、未使用のカレンダーやポスターを使い、封筒づくりに取り組んでいます。

きっかけは、コロナ禍となってから、自粛等による外出の機会が減ったことで、「何か家でできることはないだろうか」と住民から声が挙がったことが始まりでした。

そこで、コミュニティスペースうみねこの八木氏に協力いただき、震災後も女川町と関わりたいという思いのある他県のボランティア団体が考えた取り組みを、ぜひ女川の地域へつないでいきたいとこのことで今回の封筒づくりにつながりました。

この取り組みは、国連が掲げる「持続可能な開発目標SDGs(エスディーゼズ)」への取り組みの一つでもあり、2030年までに達成すべき17の目標の『12つくる責任・

つかう責任』へつながり、再生利用・再利用を叶える

ことにより持続可能な生産消費形態をつくることへの貢献となります。

地域の皆さんの、何かしたいという積極的な想いと、離れていても女川町とつながり続け、女川町のために何かしたいという皆さんの想いがあってこそ、紡がれ生まれた取り組みなのだと感じました。

12 つくる責任
つかう責任



4

APRIL.2022

この広報誌の発行には、皆さまから頂戴した会費と共同募金からの配分金を使わせていただいております。

あなたの地域の『社会福祉協議会』をご存知ですか

社会福祉協議会ってこんなところ

『社会福祉協議会』…聞けば、なんとなく福祉のお仕事をしているのはわかるけど、どんな組織なのかいまいちわからないという方も多いかもしれませんね。今回は、「社会福祉協議会」についてご紹介させていただきます。

社協の財源はどこから出ているの？

社協が様々な事業を行うための主な財源は、**社協会員となられている町民みなさん**から頂戴する会費となっており、現在、町内全世帯から一般会費として年間1,200円をいただいております。加えて、本会の趣旨に賛同いただける個人や企業には、下記の賛助会員・特別会員として会費をいただいております。

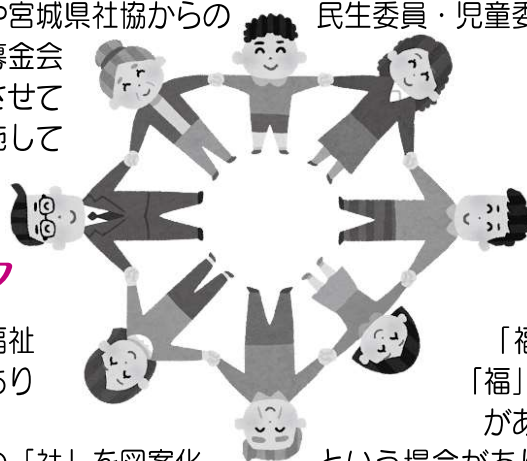
また、本会では、女川町や宮城県社協からの委託事業費や補助金、共同募金会分配金や寄附金なども活用させていただきながら、事業を実施しております。

社協のシンボルマーク

社協には全国共通の社会福祉協議会のシンボルマークがあります。



これは、社会福祉の「社」を図案化しており、「手をとりあって、明るいしあわせな社会を建設する姿」を表現しています。



社会福祉協議会はなにをるところ？

社会福祉協議会（以下、社協）は、**営利を目的としない民間組織**です。

社協は、社会福祉活動を推進することを目的としており、社会福祉法に基づき、全国、都道府県、特別区、政令指定都市、市町村単位に設置されています。

社協は、**地域に暮らすみなさんが主体**となって、民生委員・児童委員や社会福祉関係者、保健・医療・教育・産業などとネットワークを創り、**協働を通じて、誰もが住み慣れた町で安心して生活するための様々な仕組みや取り組みを行っております。**

「福祉」に込められた意味

「福祉」を漢和辞典でひもとくと、「福」・「祉」どちらも幸せという意味があり、英語では福祉を「welfare」という場合があります。welは「よい」、fareは「暮らし向き」といった意味で、「暮らし向きのよい状態」となり、安寧や繁栄、健康にも通じる概念になります。「福祉」は、**人々の幸せにつながる言葉であり、誰もがそうありたいという希望や願いが凝縮した言葉**なのです。

ホームページのご案内

本会には、ホームページがあり、事業紹介等や新着情報を随時発信しています。また、過去の社協だよりのバックナンバーも掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

なお、ホームページに関するご要望やご意見もどんどんお寄せいただけますと幸いです。

『女川町社会福祉協議会』または、『<https://syakyo-onagawa.or.jp>』で検索してください。

社協会員へのご協力をお願いします。

社会福祉活動に参加することは難しいけれど、社協会員になることでその活動へ参加するという選択肢もあります。私たちの「地域」をよりよくしていくために、社協会員へのご協力をお願いします。

賛助会員 年会費5,000円

特別会員 年会費10,000円

本会の賛助・特別会員になられた皆様につきましては、社協だよりにてお名前を掲載させていただきます。（ご希望により匿名・非掲載とすることも可能です。）また、団体・企業につきましては、令和3年度より会員証の発行や本会ホームページに掲載許可を得たうえで企業名を掲載させていただきます。

【問合せ先】 女川町社会福祉協議会（女川町地域福祉センター内） TEL：0225-53-4333

各種団体の紹介



本会では、各種福祉団体の事務局も担当しています。その中でも今回は、3つの団体についてご紹介したいと思います。

ぜひ、この機会にご入会についてご検討ください。

【下記各種団体問合せ先】 女川町社会福祉協議会 各団体事務局担当者 TEL：0225-53-4333

女川町ひとり親家庭福祉会

町内のひとり親家庭の支援を行う女川町ひとり親家庭福祉会では、ひとり親家庭の方にご入会いただき、ひとり親が安心して生活を送ることができるよう、各種相談対応や情報提供、会員同士の交流を図るための事業などを行っております。

なお、ご入会には年会費1,000円をいただいております。

制服回収・無償提供します！

前回の社協だより2月号では、制服回収ポストに関する記事を掲載しましたが、本会では不要となった制服及び体操着の回収を引き続き行っております。

卒業後に着ることのなくなった制服を是非、女川町地域福祉センターまでお持ちください。

また、回収した制服を町内のひとり親家庭及び生活困窮家庭に対し無償譲渡を行います。

制服譲渡希望者も募集しておりますので、本会事務局までお気軽にお問合せください。

【申込・問合せ先】女川町ひとり親家庭福祉会 事務局担当：酒井



女川町老人クラブ連合会

町内には13行政区に単位老人クラブがあり、そのクラブが1つに集まったものが女川町老人クラブ連合会です。

老人クラブがない地域の方々には、個人会員として『いきいきクラブ』という連合会付けのクラブに加入いただき、一緒に活動をしております。

女川町内の高齢化率は39.28%であり、高齢者を支える仕組みが求められています。

本会では、「健康・友愛・奉仕」の三大目標を掲げ、高齢者が高齢者を支え合うために積極的に見守り活動や生活支援などに取り組んでいます。



なお、本会ではクラブ会員及び本会の趣旨に賛同いただけるサポート協賛企業も随時募集しております。

いきいきクラブ会員：年会費 1,000円
サポート協賛企業：年会費10,000円

【申込・問合せ先】女川町老人クラブ連合会
事務局担当：須田

女川町身体障害者福祉協会

町内には270名以上の身体障害者手帳保持者の方々がいらっしゃいます。生活上の悩みなどを抱えている方も多く、そのような方々が集まり交流を図りながら活動を行っているのが女川町身体障害者福祉協会です。

入会資格は町内に在住の身体障害をお持ちの方もしくは本会の趣旨に賛同していただける方としており、活動の内容は、他市町村とのスポーツ大会などの交流のほか、会員の親睦を図る事業などを行っております。



年齢は問いませんが、若い方であればなお、大歓迎です。あなたもぜひご入会いただき、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」のために、共に行動していきませんか。

なお、ご入会には年会費1,000円をいただいております。

【申込・問合せ先】女川町身体障害者福祉協会
事務局担当：久保

生活支援コーディネーター 「いいものみ～つけ!」 NO.18

「健康ふれあいクラブ 解散」

～ これまでの歩み ～

平成15年の発足からこれまで19年間活動を続けてきた健康ふれあいクラブでしたが、令和4年3月をもって幕を閉じました。

健康ふれあいクラブのモットーは、「楽しく 健康づくり!」で、活動を通して様々なスポーツなどに取り組むことで自分自身の健康維持と生きがいに繋げてきました。

最初は、少ない人数で始まったクラブ活動も楽しさから人が人を呼び、会員の人数は最大で81名にまで増えました。移動研修や出前講座を活用しての健康づくり、グラウンドゴルフでは町内の大会への参加や宮ヶ崎球遊会との交流会などと、活発に取り組んできました。

3月9日（火曜日）をもってクラブの会員すべての方々から惜しまれつつ、健康ふれあいクラブは解散となりました。活動日の最終回は、「お楽しみ会」として実施し、生活支援コーディネーターも盛り上げ役として一役関わらせていただきました。

* これまでの活動の思い出の振り返り

活動最終日は、クラブ会員の皆さんが集まり新型コロナウイルス感染予防対策を講じたうえで、思い出の振り返りを行いました。平成15年の発足以降、クラブ新聞は128号まで発行されており、沢山の思い出が詰まっています。そんな沢山の思い出を、生活支援コーディネーターが撮り貯めてきた写真と一緒にスライドで流し、終始和やかな時間となりました。

思い出のアルバム



生活支援コーディネーターが撮り溜めた写真を笑顔で見る皆さん



思い出に浸るクラブ会員の皆さん



感謝の気持ちを胸に記念撮影



*生活支援コーディネーターが地域資源の情報発信の場として“お宝発表会”を開催!!

平成30年8月26日に行われた地域自慢大賞 ～おらほのこいづばみでけらいん～への出場で会場を大いに沸かせた健康ふれあいクラブの皆さんでした!!

挨拶をする木村京子会長



ロコモ体操を披露する皆さん



会場内が一体となった瞬間でした



ダンベル体操「明日があるさ」を披露する皆さん



参加した住民の方々も一緒に



健康ふれあいクラブ 解散の挨拶

会長 木村 京子さん

平成15年に発足した「健康ふれあいクラブ」では、沢山の出会いがあり、深いつながりができました。1000年に1度と言われるあの東日本大震災を乗り越え、皆で支え合い、助け合いながら頑張ってきた活動してきました。

健康ふれあいクラブの3本柱は「健康な体づくり・親睦・生きがいづくり」です。この3つの柱を念頭に歩んできた19年間の年月の中で、皆さんとの出会いは私の人生を豊かにするものであり、私の生きがいでありました。

一人では出来ないことを皆さんの協力のお陰でここまで続けてくることができ、またクラブ活動以外の様々な社会活動へも参加できたことは大きな喜びでした。

これらのことは、皆さんの協力があってこそ成しえたことであると思っており、感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。

最後に、これからの人生もここで培った絆を大切に、自分なりの楽しみ方を見つけ、日々の生活が平穏であることを願い、併せて皆様のご健康とご多幸を祈念し、挨拶とさせていただきます。





うみねこ園だより



2022年 無病息災を願って ~新年を祝う会~

毎年、1年のスタートを切る必須イベントとなっている「新年を祝う会」。今年も「NHK歳末たすけあい」の事業費助成をいただき、開催することができました。

当日は、まず熊野神社での初詣。中には「コロナが終わりますように」とお願いする利用者さんも。世界中みんなの願いが、神様に届きますように☆

さて、続いてはお待ちかねの昼食会！例年なら石巻市や女川町などのお店に出かけて行くところですが、今年はいみねこ園内で行うことに。そこで、いつもと違うテーブルの配置にしたうえ、テーブルクロスやランチョンマット、さらにはいつもと違う食器を準備して、ひと工夫。あらまあ、なんだかレストランみたい！！ということで、初詣から帰ってきた利用者さんに、指導員が「いらっしやいませ！」と声をかけると、「おじゃまします！」と応える利用者さん。すっかりレストラン気分といったところでしょうか。テーブルの上に並べられたスパゲッティに唐揚げにサラダ、そしてケーキ…おいしい食事に舌鼓を打っています。

ほかに、ダンス大会が開催されたり、今年の抱負を発表する機会があったりと今年の新年来祝う会も内容盛りだくさん。このような状況の中でも、いきいきと様々なことに取り組み、目一杯「新年を祝う会」を楽しんだ様子の利用者さんたちでした。

コツコツコツのごほうび!

うみねこ園では、梅丸新聞店さんのご協力をいただき、コツコツと新聞バッグを作成しています。その、1年間分の新聞バッグを作った成果としていただくアトム通貨と、保護者や地域のみなさんからいただいたアトム通貨を活用し「食事会」を行うのが毎年の恒例行事となっています。しかし、世の中はコロナ禍…今回も昨年同様にテイクアウトしての食事会となりました。

当日、車に乗って食事を取りに行くお手伝いしてくれたのは利用者さん代表2名。店内から料理を運んでくる職員をそわそわと落ち着かない様子で待つ2名でした。

食事を持ち帰ると、うみねこ園で待っていた利用者さんも同様に待ち遠しかったようで、思わず立ち上がる人も。お待ちかねの昼食の時間では、「おいしい！」と何度も言う利用者さんもいれば、黙々と食べる利用者さんもありたりと反応は様々でしたが、どの利用者さんもがんばった御褒美を味わいながら、至福のひと時を過ごしていたことに変わりありませんでした。

大変な状況のなか、変わらずご協力をいただいた梅丸新聞店さん、アトム通貨をご寄付いただいたみなさん、ありがとうございました。



「神様お願いしますしすし」とお願いしてみたり

ノリノリで踊ってみたり



パクパク頬張ってみたり

がんばった御褒美をいただいたり



お料理を運んで食したり



あまりの美味しさに思わず笑ってしまったり



2022年度宮城県ボランティア活動総合補償制度

「～ボランティア保険加入のご案内～」

この宮城県ボランティア活動総合補償制度は、ボランティア活動をされる方、または行事へ参加される方に対する活動時の総合補償制度です。ボランティア活動中に、「怪我をしてしまった」、「物を壊してしまった」など、万が一の事故に備えて加入する保険です。

●ボランティア活動保険

日本国内におけるボランティア活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより損害賠償問題が生じた場合、また自身のケガなど、ボランティア活動中の事故による損害を補償する保険です。

保障内容	1.傷害補償 2.賠償責任補償 3.携行品損害補償
加入対象	ボランティア活動従事者（社協にボランティア登録している団体）など
保険料	●Aプラン 300円 ●Bプラン500円 ●Cプラン700円 ●天災プラン670円 ●家族プラン800円
加入期間	2022年4月1日～2023年3月31日の一年間（中途加入の方は加入手続き完了日の翌日0時から2023年3月31日まで）
加入手続きに必要なもの	・「ボランティア保険加入申込票兼加入者名簿」（窓口にて配布） ・保険料

●ボランティア・福祉活動行事保険

日本国内におけるボランティア活動や各種福祉活動の一環としてボランティア団体・非営利団体が主催する行事中に参加者や主催者が偶然な事故でケガをした場合や、主催者が活動参加者などの他人の身体や財物に損害を与え、賠償責任を負った場合等を補償する保険です。

保障内容	1.傷害保険 2.賠償責任保険
加入対象	行事主催者・行事参加者（社協に登録しているボランティア団体・福祉活動に従事する非営利団体）
保険料	●Ⅰ型（宿泊を伴わない行事）A区分 30円 B区分 136円 C区分 266円 ●Ⅱ型（宿泊を伴う行事）1泊2日 225円 2泊3日 277円 3泊4日 286円など
補償期間	Ⅰ型：被保険者が集合場所に集合した時点から、開催場所で解散するまでの間が補償期間となります。 Ⅱ型：各被保険者が行事参加のために、自宅を出発してから通常の経路により自宅に到着するまでの間が補償期間となります。
加入手続きに必要なもの	・「ボランティア・福祉活動行事保険開催行事報告書兼団体登録票」（窓口にて配布） ・保険料

ボランティア保険の各種手続きは、社協ボランティアセンターへの登録が必要となります。

問合せ先：女川町ボランティアセンター 53-4333（女川町社会福祉協議会内）



令和3年度女川町赤い羽根共同募金運動の実績報告について 実績額：『1,471,976円』

令和3年10月1日からスタートした赤い羽根共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございました。

皆様からお寄せいただいた募金は、宮城県共同募金会へ送金し、宮城県内の社会福祉施設等の整備や、NPO法人への助成として活用されます。また、各市町村における行政区への配分事業や、福祉事業等でも活用させていただきます。

皆様の善意に感謝申し上げます。

皆様から頂く寄附金は、広報紙の発行や小中学校で行う福祉学習、ボランティアセンター事業や生活困窮者への支援などに充当させていただいております。今後とも、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

寄附金 (敬称略)【1月16日～3月15日受付分】

行政区	氏名	金額
上三	佐藤佳樹	20,000円
長野県	(社福)南箕輪村社会福祉協議会	15,980円
三重県	四日市メリノール学院	55,497円
東京都	(株)F-SUNツーリストジャパン	10,000円

町内設置の自動販売機販売手数料をご寄附いただきました。

コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 様
10,850円

【期間：R3年3月～R4年2月】

運転ボランティア・付き添いボランティアを募集しています

移動支援Reraでは、地域の助け合いによる送迎活動において、福祉車両などを使用し、移動支援を行っており、通常の**送迎運転ボランティア**と、月1回のお出かけイベント時の**付き添いボランティア**にご協力いただける方を募集しています。

- ・活動日時：日曜日以外の7:00～16:00まで。都合に合わせた頻度、時間での参加も可能です。
付き添い送迎イベント（買い物などのお出かけ）は月1回日曜日に実施。
- ・応募資格：要普通運転免許（付き添いボランティアの場合は免許不要）
- ・活動地域：石巻市、東松島市、女川町

【応募・問合せ先】NPO法人移動支援Rera 石巻市大街道東4-2-10 クレンビル1号館2階
TEL：0225-98-5667



児童福祉週間

〔令和4年度標語〕

『見つけたよ 広がる未来とつかむ夢』



子どもたちが健やかに育つこと、これは社会の宝である子どもたちに対する国民全体の願いです。その実現のためには、全ての子どもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら夢や希望を持ち、未来の担い手として個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を作っていくことが重要です。

国では、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行い、子どもの健やかな成長について国民全体で考える機会としています。

民生委員・児童委員の日 活動強化週間

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」とされ、5月12日から1週間を「活動強化週間」とし、民生委員・児童委員の活動を皆さんにより一層知っていただくための期間としています。

ご存知ですか?! あなたの身近な民生委員・児童委員

皆さんの地域を担当している民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員です。そのため、活動を行ううえでは、知り得た情報を漏らさない義務（守秘義務）が課せられています。

民生委員・児童委員は、地域の皆さんと関わりながら、様々な情報提供や困りごとなどの相談に応じ、適切な関係機関への「つなぎ役」を担っています。

また、子育てなどに関することについては、主任児童委員が中心となり地区担当の民生委員・児童委員と共に活動を行っています。

心配ごとや悩み事ごとについて、お一人で抱え込まず、安心して皆さんのお住まいの民生委員・児童委員、女川町民生児童委員協議会までご相談ください。



【問合せ先】女川町民生児童委員協議会（女川町社会福祉協議会内）事務局担当：千葉 TEL：0225-53-4333